

判定区分Ⅳの施設は、既に通行止を実施していた橋梁である。

<判定区分Ⅳの構造物>

○橋梁

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	現在の状況	今後の予定
魚沼市	ホソノバシ 細野橋	市道守門13号線	1962年	主桁の鉄筋露出	通行止	撤去予定

○トンネル他、点検対象施設

該当なし

※判定区分

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

- H10年頃、職員のパトロールにより老朽化が著しいことが判明し、通行止にして  
いた橋梁。
- 今回、損傷の進行を確認するため点検を実施。
- 代替の国道もあることから、今後、撤去を予定。

通行止め状況



全 景



主桁の鉄筋露出



判定区分Ⅳの施設は、緊急措置を実施。

<判定区分Ⅳの構造物>

○橋梁

該当なし

○トンネル他、点検対象施設

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	現在の措置状況
国土交通省 高田河川 国道事務所	タフセオウダンホドウキョウ 田伏横断歩道橋	国道8号	1970年	主桁の亀裂	平成28年12月7日撤去

※判定区分

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態